

概要（実績評価書（案）のポイント）

施策目標ⅩⅢ-2-1

データヘルス改革を推進すること

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標ⅩⅢ-2-1）

基本目標ⅩⅢ： 国民生活の利便性の向上に関わるICT化を推進すること

施策大目標2： 健康・医療・介護分野の情報化を推進すること

施策目標1： データヘルス改革を推進すること

現状（背景）

- 我が国においては、世界的にも類をみない早さで高齢化が進行し、R5年現在で高齢化率29.1%、総人口についても、長期にわたる人口減少過程に入っている。世界に先駆けて超高齢社会に直面する中、国民の健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、将来世代が安心して暮らしていけるようにしていくことが、今後の我が国の継続的な発展のために不可欠。
- こうした中で、保健・医療・介護の情報について、その利活用を積極的に推進していくことが、個人の健康増進に寄与するとともに、医療現場等における業務効率化の促進、より効率的・効果的な医療等各種サービスの提供を行っていく上で、非常に重要。また、毎年のように各地で自然災害が発生し、我が国のあらゆる分野に大きな影響を与えている状況にあり、安全保障や危機管理の観点からも、こうした情報の利活用を積極的に推進していくことが不可欠。またその際には、医療分野等のセキュリティ対策を強化していくことが必須。

<全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大>

- 「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）に基づき、医療機関等との間で電子カルテ情報等を共有・交換する電子カルテ情報共有サービスを構築中であり、令和7年2月から全国複数個所においてモデル事業を開始し、令和8年度中の本格運用を目指す。

<自身の保健医療情報を活用できる仕組み>

- オンライン資格確認により、マイナポータル上で自身の保健医療情報を閲覧できるほか、医療機関等において患者の同意を取得して保健医療情報を閲覧することが可能であり、患者自身がより良い医療を受けられる環境となっている。
- 今後は、令和8年度中に運用開始予定の電子カルテ情報共有サービスを活用し自身の電子カルテ情報等を閲覧・活用が可能となる予定である。

<電子処方箋の普及・利用促進>

- 電子処方箋については令和8年3月時点で約9割の薬局に導入されている一方、医療機関の導入は約2割に留まっている。更なる医療安全を確保するため、電子処方箋については、保険制度下における処方箋について、速やかに概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す。

課 題

デジタル化を通じた強靱な社会保障を構築するため、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進める必要がある。

達成目標

データヘルス改革に関する工程表に沿って、着実に取組を推進

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 全国の医療機関における電子カルテ普及率（一般病院200床以上399床以下）（アウトカム）
- 2 保険医療機関・薬局のオンライン資格確認導入に係る補助（顔認証カードリーダー交付件数）（アウトプット）【※R5年度まで】
- 3 全国の医療機関等におけるオンライン資格確認の運用開始施設数（アウトカム）
- 4 全国の医療機関等における電子処方箋システムの運用開始施設数

【概要】令和7年度実績評価書（案）（施策目標ⅩⅢ-2-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1：データヘルス改革に関する工程表に沿って、着実に取組を推進】

指標1：(△) 指標2：－

指標3：△(運用開始割合96%) 指標4：－

【目標達成度合いの測定結果】

③(相当程度進展あり)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・指標1は、令和7年度の実績値を把握できないものの、令和5年度実績は目標達成率約93%であり、「(△)」と評価した。
- ・指標3は、オンライン資格確認の運用を開始した医療機関・薬局の割合が96%に達しており、「△」と評価した。
- ・**指標2は令和5年度までの指標であり**、指標4は評価の前提となる電子カルテ情報共有サービスが運用開始前であることから、それぞれ判定対象から除外した。

施策の分析

《有効性の評価》

- ・指標1については、一般病院200床以上399床以下の電子カルテ普及率が令和2年度から令和5年度にかけて約5ポイント上昇しており、電子カルテ普及に向けた取組が有効に機能している。なお、本年夏までに、電子カルテ及び電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定する予定としており、今後も更なる普及が見込める。
- ・指標3については、オンライン資格確認が対象医療機関・薬局の96%で運用されており、医療DXの基盤整備に向けた導入支援が有効に機能している。
- ・指標4については、薬局の電子処方箋導入割合が約9割、調剤結果登録率が約8割に達しており、直近の薬剤情報を活用した医療安全の向上に資する取組が進んでいる。

《効率性の評価》

- ・指標1及び指標3については、予算の範囲内で事業を実施しながら、電子カルテ普及率及びオンライン資格確認の運用開始施設数が増加していることから、効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・指標4については、電子処方箋の導入状況や医療現場の課題を踏まえ、事業内容や支援メニューを随時見直しており、医療機関等の実情に応じた効率的な取組が行われている。

《現状分析》

一般病院200床以上399床以下における電子カルテ普及率は増加しているものの、令和5年度時点で79.2%にとどまっている。今後は、廉価で導入しやすいクラウドネイティブ型電子カルテの普及促進等に引き続き取り組んでいく必要がある。

オンライン資格確認は対象となる医療機関・薬局の96%で運用されており、医療DXの基盤整備はおおむね進展している。今後は、単なる導入施設数だけでなく、情報閲覧や医療現場での利活用を促進し、安心・安全で質の高い医療の提供につなげる必要がある。

電子処方箋は薬局への導入が進んでいる一方、医療機関への導入は約2割にとどまっている。導入費用、電子カルテの導入状況、システム改修の時期等が導入の阻害要因となっていることから、電子カルテ情報共有サービスと一体的な導入や、医療機関の実情を踏まえた財政支援等を進める必要がある。

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】

- ・**指標1**については、2030年までにおおむね全ての医療機関への電子カルテ導入を目指す政府目標を踏まえ、令和9年度以降の目標を設定する。
- ・**指標2**については、**導入準備段階の役割を終えたため終了する。**
- ・**指標3**については、導入施設数から、情報の閲覧・活用状況や患者への効果を評価する指標への見直しを検討する。
- ・**指標4**については、医療機関への導入促進に加え、調剤結果登録率や実際の利活用状況を評価する指標を検討する。

概要

- ・マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報を把握できるようにするとともに、UI（ユーザーインターフェース）にも優れた仕組みを構築する。

また、患者本人が閲覧できる情報（健診情報やレセプト・処方箋情報、電子カルテ情報、介護情報等）は、医療機関や介護事業所でも閲覧可能とする仕組みを整備する。

→ これにより、国民が生涯にわたり自身の保健医療情報を把握できるようになるとともに、医療機関や介護事業所においても、患者・利用者ニーズを踏まえた最適な医療・介護サービスを提供することが可能になる。

- ・以上の方針の下、第8回データヘルス改革推進本部（令和3年6月4日開催）にてデータヘルス改革に関する工程表を策定。2025年度末までに取り組む「5年間の工程」を明確化した。

- ・なかでも、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存のインフラを活用し(1)全国で医療情報を確認できる仕組み、(2)電子処方箋の仕組み、(3)自身の保健医療情報を活用できる仕組みを中心に取組を実施してきた。

電子カルテ情報共有サービスの概要

制度の概要

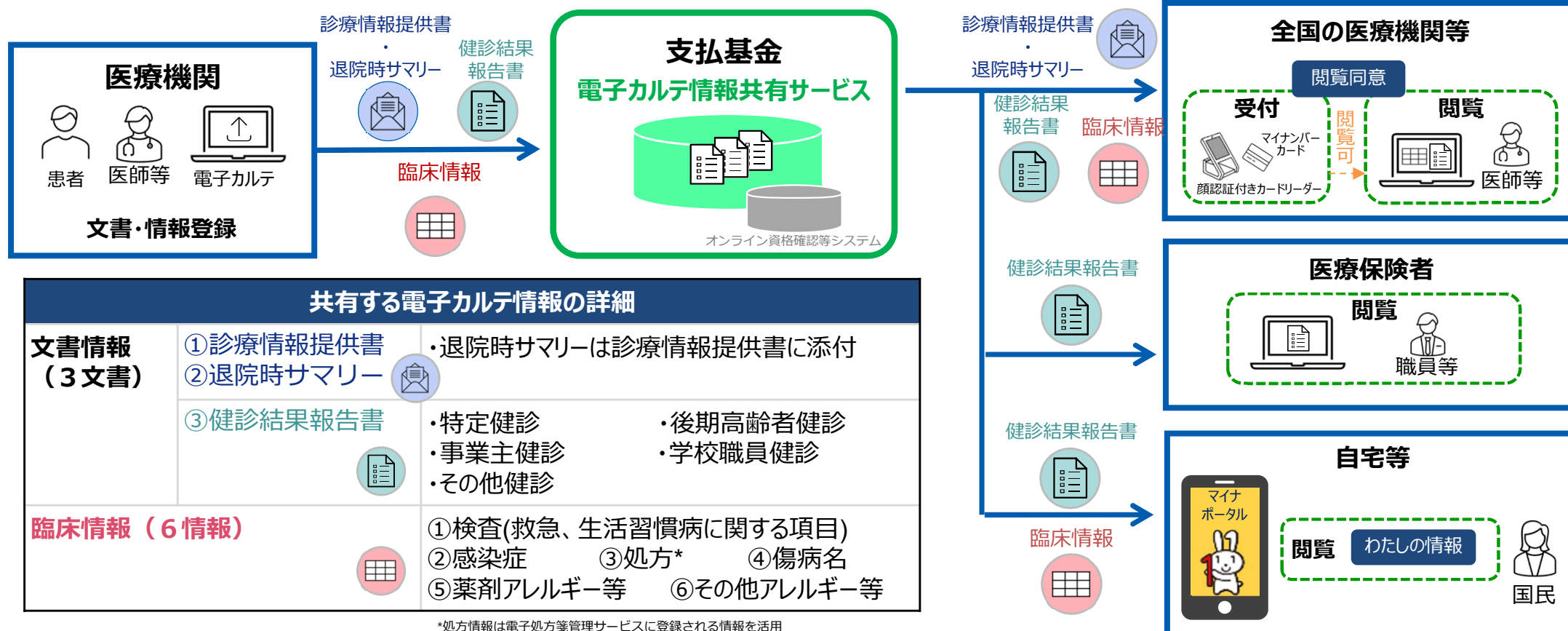
- 全国の医療機関等において、電子カルテ情報を共有・閲覧することができるようにするサービス。
 - ・ 医療機関間で診療情報提供書や検査結果等を電子的に共有。
 - ・ 医療機関から医療保険者に健診結果報告書の情報を提供。
 - ・ 患者が自身のマイナポータルで健診結果報告書等の情報を閲覧。

※ 全国10地域でモデル事業を実施中。

登録

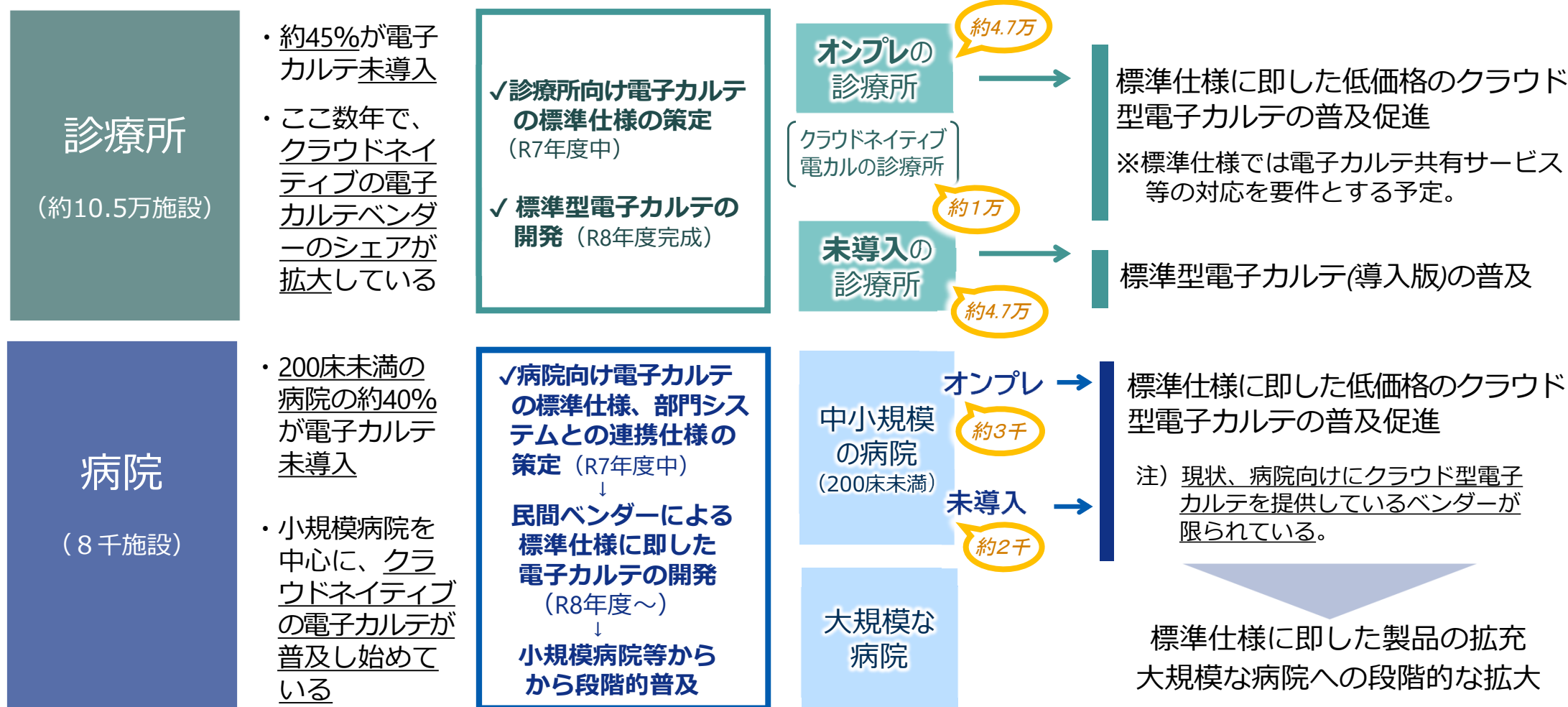
保存管理

取得・閲覧



電子カルテシステムの普及に向けた取組の全体像

- 「遅くとも2030年には概ねすべての医療機関において必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテの導入を目指す」（2023.6.2 医療DX推進本部、医療DXの推進に関する工程表）。
- カスタマイズされたオンプレ型電子カルテから、クラウドネイティブ・廉価なものに移行を図る方針。（注）
- 2026年夏までに、電子カルテ／電子カルテ情報共有サービスの具体的な普及計画を策定する予定。



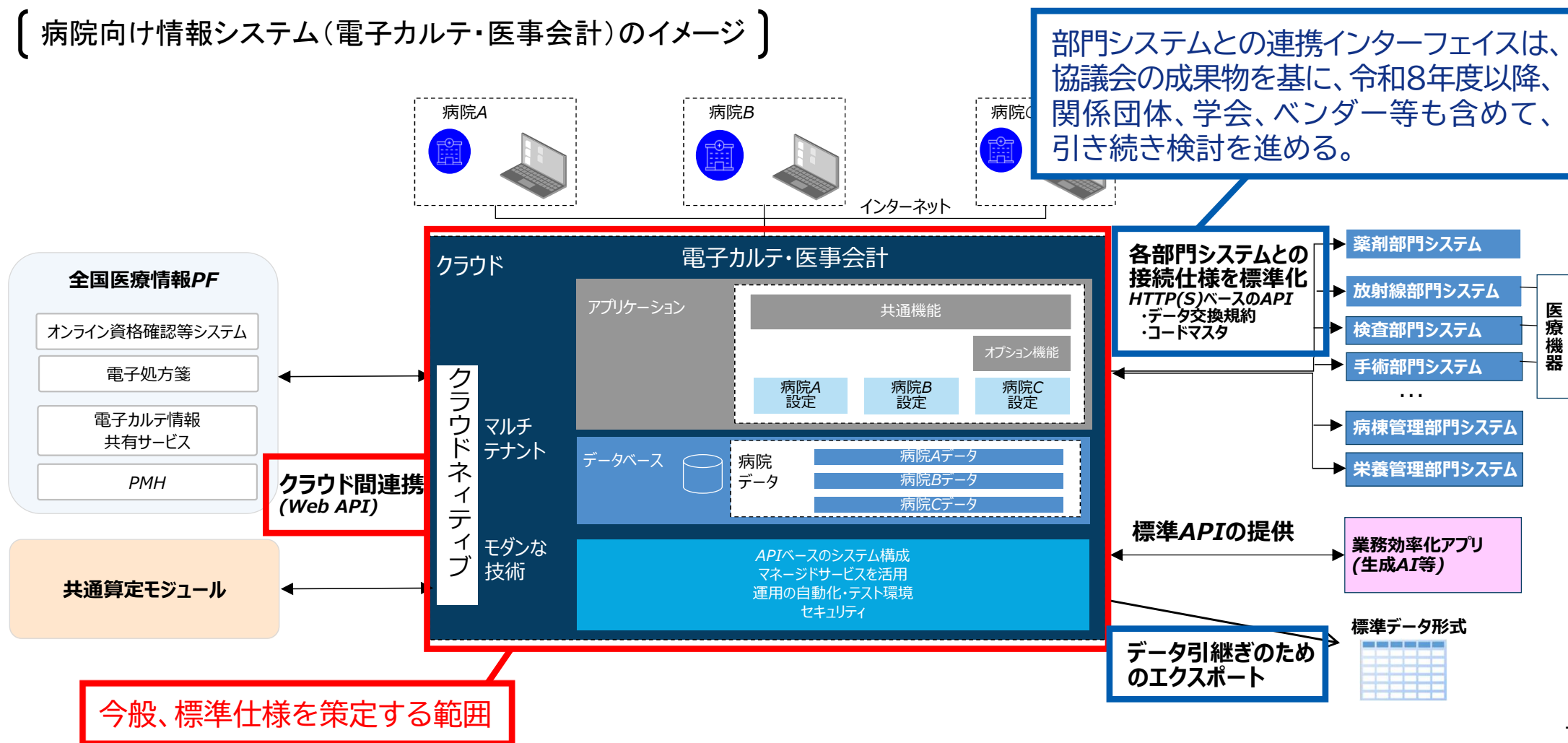
(注) クラウドネイティブ：クラウドの特性・メリットを最大限に活用するために、クラウド上で動作することを前提として設計・開発されたシステム。特に、ここでは、電子カルテの中でも「マイクロサービス(アプリケーション最小化)」、「スケーラビリティ(拡張性)」、「マルチテナント型(同一のサービスを複数のユーザーで共同利用する)」等のようなモダンな技術や設計思想を取り入れて構築された製品を指す。

クラウドネイティブな電子カルテ開発に向けた取組【病院】

病院向け電子カルテの標準仕様作成

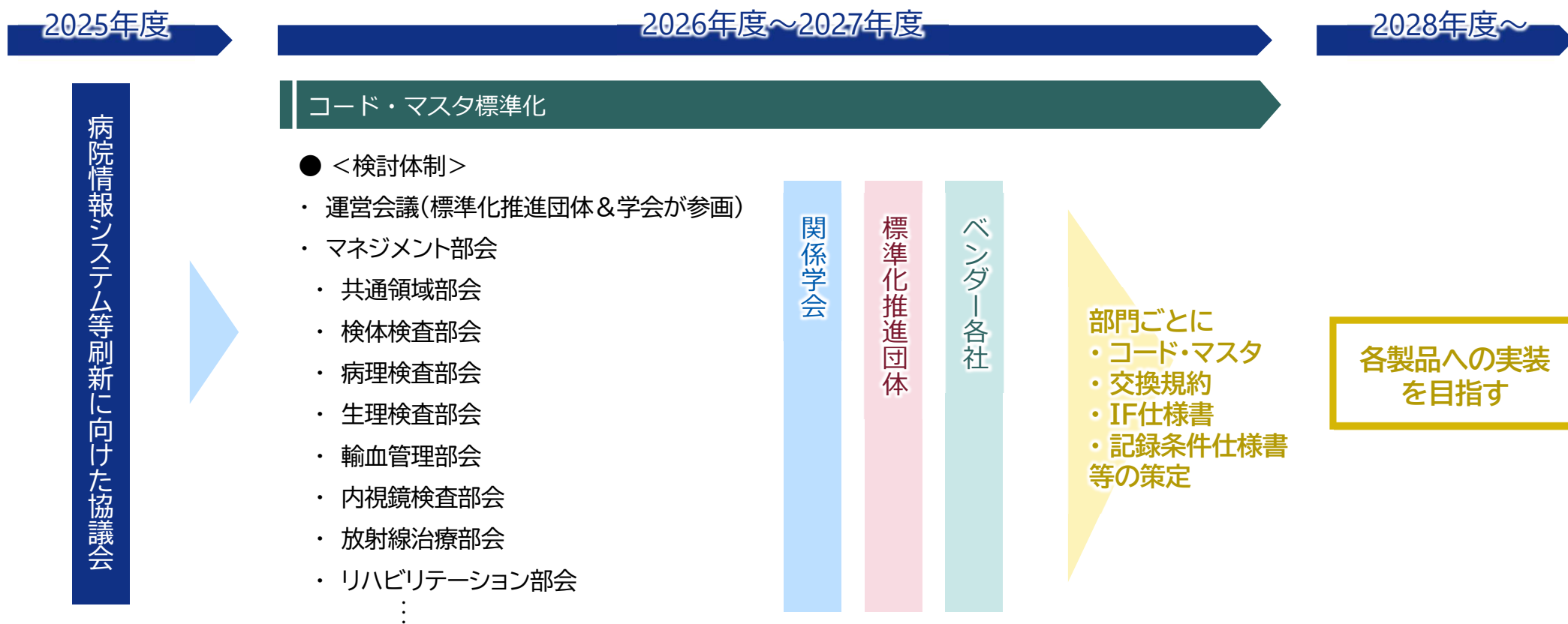
令和7年度中に病院向け電子カルテの標準仕様を策定し、令和8年度から民間事業者がその標準仕様に準拠した製品を開発することを目指す。その際、ガバメントクラウドの活用を検討。

〔病院向け情報システム(電子カルテ・医事会計)のイメージ〕



電子カルテ一部門システム標準IFの策定について(イメージ)

- ✓ 2025年度の病院情報システム等の刷新に向けた協議会の成果物を基に、2026年度に、関係団体・学会・ベンダーも含めた部門連携の標準IF策定に向けた検討体を立ち上げ。2027年度末までに、各部門ごとに標準IFの策定を目指し、2028年度以降に、各製品への実装を目指す。



(コード・マスタ標準化において想定される作業手順)

医療現場において使用
される臨床情報の整理

システム間
交換規約の策定

コード(体系)
の策定

必要な情報を付加
したマスタの策定

インターフェース
仕様書の策定

記録条件仕様
定義表の策定

令和8年度当初予算額 83百万円（83百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることが明記されており、診療の際に必要な医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療DXの推進に寄与することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。

1 標準病名マスター	2 手術・処置マスター	3 臨床検査マスター
4 医薬品HOTコードマスター	5 看護実践用語標準マスター	6 歯科病名マスター
7 歯科手術・処置マスター		
- 各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託：公募等により決定する事業者

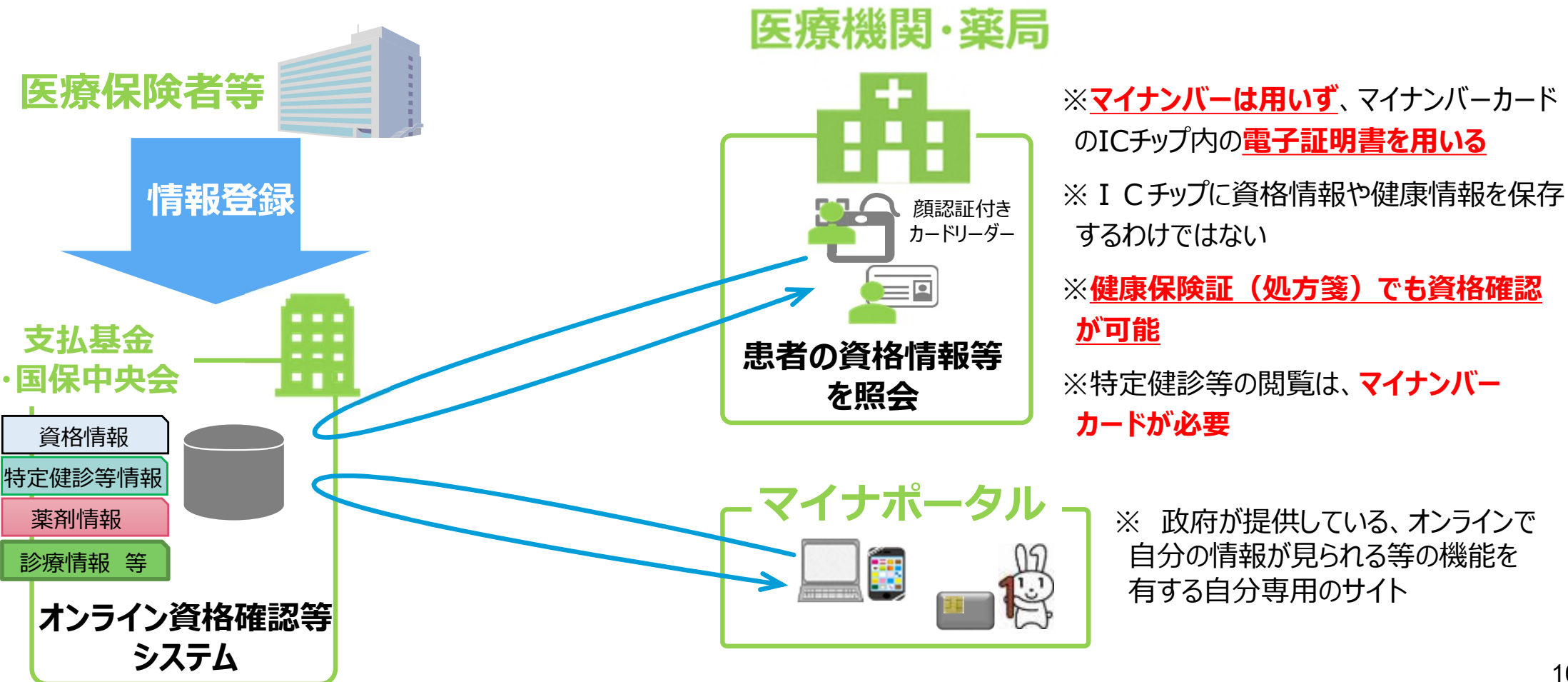
4 事業実績

◆ 利用状況：52,082件（49,842件）

※ 令和6年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和5年度分

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）

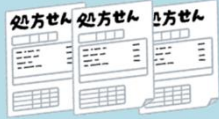


医療DXの基盤となるマイナ保険証

電子処方箋

処方・調剤情報をリアルタイムで共有
→ 併用禁忌・重複投薬を回避

電子処方箋管理サービス



電子カルテ

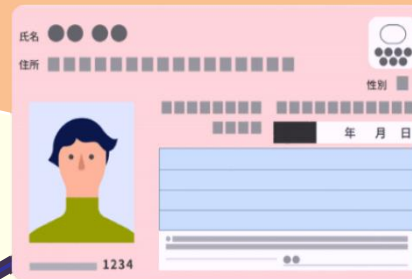
- 医療機関間での文書のオンライン送信、診療に必要なカルテ情報の共有
- マイナポータルでの自己情報閲覧（PHR）

電子カルテ情報共有サービス（仮称）



確実な本人確認により
なりすましを防止

オンライン資格確認等システム



レセプト返戻の減少

高額療養費の自己負担
限度額を超える分の
支払を免除

マイナ保険証
→将来的には、スマート
フォン1台で受診可能に

患者本人の健康・医療
データに基づくより良
い医療の実現

診察券・公費負担医療の
受給者証とマイナンバー
カードの一体化



救急医療における
患者の健康・医療データ
の活用



医療情報化支援基金による支援

1 事業の目的

技術革新が進む中で、医療分野においてもICTを積極的に活用し、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築していくことが急務である。このため、令和元年度において、医療提供体制設備整備交付金を原資に医療情報化支援基金を創設し、医療分野におけるICT化を支援している。（「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」を改正。令和元年10月1日施行）

【対象事業】

- ① オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局等のシステム整備の支援
- ② 電子カルテ情報の標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援
- ③ 電子処方箋導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【対象事業① オンライン資格確認の導入について】

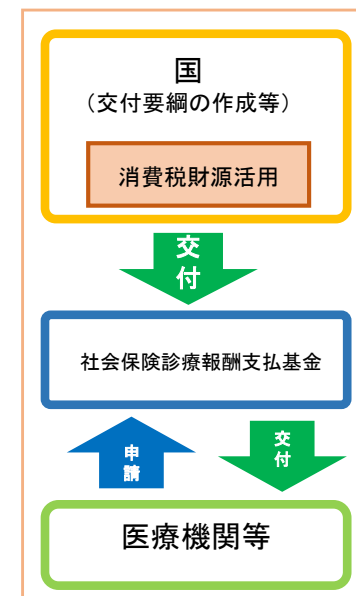
- 医療機関・薬局に顔認証認証付カードリーダーを無償提供（病院3台まで、診療所・薬局1台）
- 医療機関・薬局、訪問看護ステーション及び職域診療所のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、電子カルテシステム等の既存システムの改修等の費用について補助。

【対象事業② 電子カルテシステム等の導入について】

- 病院（20床以上）において、電子カルテ情報共有サービスに接続することを前提に、電子カルテ情報・文書をFHIRに基づいた形式に変換し、電子的に送受信するために必要な改修等にかかる費用について補助。

【対象事業③ 電子処方箋の導入について】

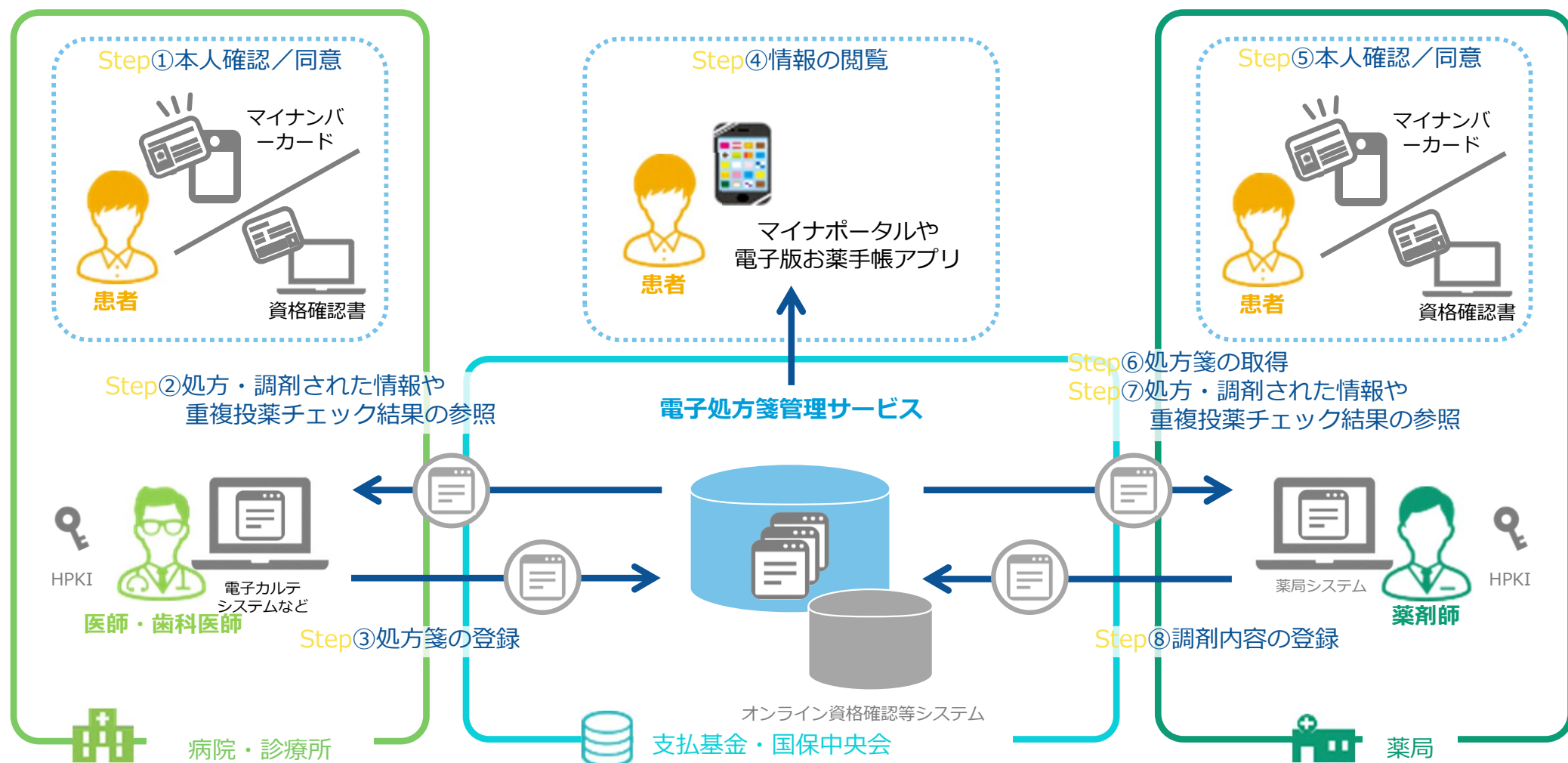
- 医療機関、薬局のソフトウェア・機器の導入、ネットワーク環境の整備、電子カルテシステム等の既存システムの改修等の費用について補助。



実施主体：社会保険診療報酬支払基金

電子処方箋について

電子処方箋とは、オンライン資格確認等システムを拡張し、現在紙で行われている処方箋の運用を、電子で実施する仕組み。オンライン資格確認等システムで閲覧できる情報を拡充し、患者が直近処方や調剤をされた内容の閲覧や、当該データを活用した重複投薬等チェックの結果確認が可能に。（令和5年（2023年）1月～運用開始）



電子処方箋に関する新たな目標設定

- 電子処方箋については、令和7年7月時点で、薬局の8割超に導入、利用申請は9割を超えていることから、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれる。一方で、医療機関への導入は1割程度に留まる。
- **調剤結果登録率も全処方箋の約8割に達し**、8月には電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）も完了し、今夏以降、**薬局において電子処方箋システムの利用も一般的になり、直近の薬剤情報の活用による医療安全が確保**されつつあるが、電子処方箋の意義を発揮し、更なる医療安全を確保するためにも、**調剤結果登録の更なる充実及び医療機関への導入は課題**である。
- **医療機関において電子処方箋の導入を進めるにあたっては、電子カルテが導入されていることが重要**である。電子カルテが既に導入されていたとしても、改修費用が一定かかることから、医療機関に過度な負担が生じないように、電子カルテの更新期間（5～7年）の希望するタイミングで、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促すことが肝要である。

電子処方箋の新目標

更なる医療安全を確保するため、電子処方箋については、

- ・ 保険制度下における処方箋について、速やかに概ねすべての調剤結果が電子処方箋管理サービスに登録されることを目指すとともに、
- ・ 患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備するすべての医療機関への導入を目指す

医療機関への導入方針

【電子カルテを導入済の医療機関】 電子カルテを更改するタイミング等で、電子カルテ情報共有サービスへの対応とともに一体的に導入を促進

※ 既に電子カルテ情報共有サービスに対応している医療機関に対しては電子処方箋単独の導入を促進

【電子カルテを未導入の医療機関】 電子処方箋機能を実装する標準型電子カルテの導入もしくは電子カルテ情報共有サービスに対応したクラウド型電子カルテとの一体的な導入を促進

※ 医科医療機関を想定。歯科医療機関については、現場に求められる電子カルテ・電子処方箋の機能に関し、本年度から検討を行い2026年度中に具体的な対応方針を決定する。

※ 上記については、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）における「全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や電子処方箋の利用拡大（中略）これらの取組に加えて、必要に応じて医療DX工程表の見直しを検討する」に基づき対応していく

今後の対応方針

電子処方箋については、今夏時点で概ねすべての薬局に導入されることが見込まれ、今夏以降、薬局においては電子処方箋システムの利用も一般的になる。新たな目標を踏まえ、電子処方箋の意義を発揮し、医療現場にとって電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を引き続き整備するとともに、導入阻害要因の解消に向け、新たな導入・利用促進策、周知広報の強化、効果検証等を実施する。

安全に運用できる仕組み・環境の整備

- **令和7年8月に電子処方箋管理サービスの改修（医薬品のダミーコードを受け付けない）を完了。**その他医薬品コードに関するシステム上の措置も同月までに実施完了。必要な改修については、医療現場への負担が可能な限り生じないように、速やかに実施
- **医薬品コードの整備、マスタの一元管理を進める**
- 医療従事者等に向けたコードやマスタ等に関するわかりやすい周知の実施

新たな導入・利用促進策の方針

- **保険制度下における医療用医薬品の薬剤情報取得は電子処方箋システムの活用を原則としていく**
- 医療機関については、**医療機関の実情を踏まえた、患者の医療情報を共有するための電子カルテ等との一体的な導入を進める**とともに、地域の医療ニーズに合わせた医療DXの推進を進める
- **電子処方箋の導入状況や医療機関の実情等を踏まえ、財政支援のあり方について検討**
- **ダミーコードに関する電子処方箋管理サービスの改修・医薬品コードの整備により、導入済医療機関で安全に電子処方箋が発行できる環境を構築する**とともに、利用者のUX向上に資するよう運用を改善
- 電子処方箋の運用に必要な**電子署名システムに関し、安定的な運用基盤の整備の検討**を進める
- ベンダーに対し、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスへの対応並びに医薬品コード等への適切な対応を要請する

周知広報の強化

- 令和7年9月以降、国民・医療従事者向けに、電子処方箋を含む医療DXのメリット・医療機関薬局間連携を含む臨床活用事例等について周知広報を強化し、**国民理解を醸成**する。
- 院内処方においても電子処方箋で得られるメリットや負担のない運用等について、プレ運用の検証も踏まえながら適切な周知を実施
- 日本災害医学会等の関連学会と協力し、臨床における電子処方箋の活用事例等を周知

効果検証

- **未導入医療機関の導入阻害要因を継続的に分析するため、定期的にフォローアップを実施**
- 導入済医療機関・薬局における利活用状況や効果等の調査。今夏概ねすべての薬局に導入されることが見込まれることを踏まえ、**令和8年に既に導入された医療機関・薬局における利活用状況や効果等を提示** 15

電子処方箋の施設別の導入状況（令和8年3月末時点）

電子処方箋 | 施設別の導入状況

都道府県を選ぶ

全国

全施設

施設別

全施設の導入率

39.0%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

82,927 / 212,626

病院の導入率

19.4%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

1,544 / 7,943

医科診療所の導入率

25.8%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

21,439 / 83,141

歯科診療所の導入率

9.0%

電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

5,466 / 60,665

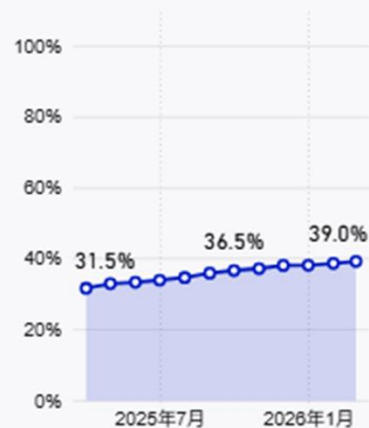
薬局の導入率

89.5%

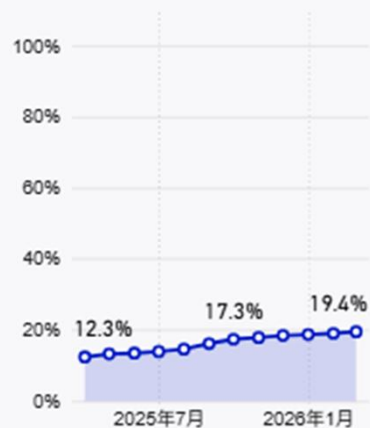
電子処方箋の導入施設数 /
オンライン資格確認等システムの導入施設数

54,478 / 60,877

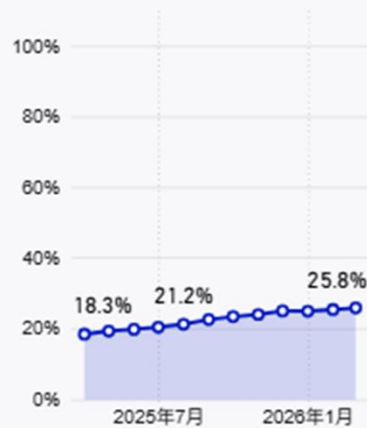
全施設の導入率（月次推移）



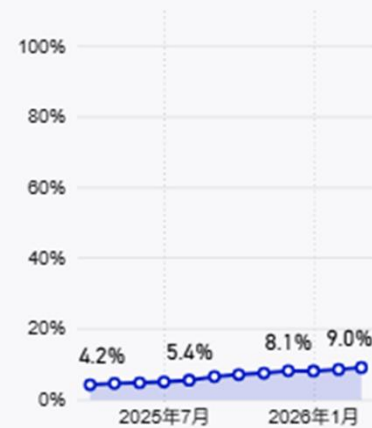
病院の導入率（月次推移）



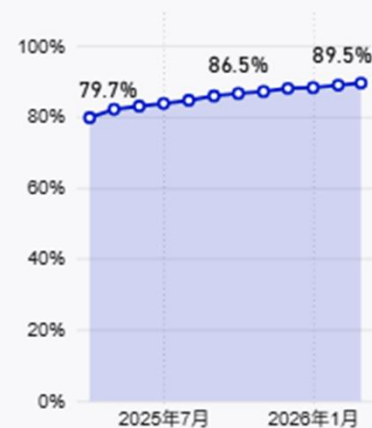
医科診療所の導入率（月次推移）



歯科診療所の導入率（月次推移）



薬局の導入率（月次推移）



2026年3月時点の数字

厚生労働省 | デジタル庁

デジタル庁ダッシュボード：

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>

電子処方箋の活用状況（令和8年3月末時点）

電子処方箋 | 電子処方箋の利活用に向けた進捗状況

1 電子処方箋の導入拡大

電子処方箋の導入率

39.0%

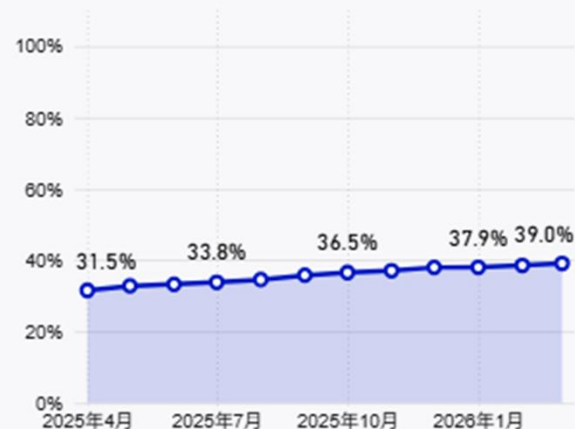
電子処方箋の導入施設数

82,927

オンライン資格確認等
システムの導入施設数

212,626

電子処方箋の導入率（月次推移）



2 電子処方箋の活用・定着

調剤結果登録割合（月間）

82.8%

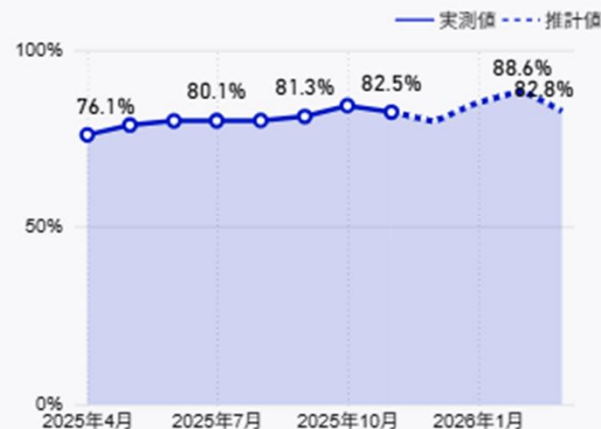
調剤結果登録数（月間）

67,452,937

処方箋発行枚数（月間）

81,428,644

調剤結果登録割合（月次推移）



3 重複投薬等チェックの実行

重複投薬等チェック実行件数（月間）

74,693,860

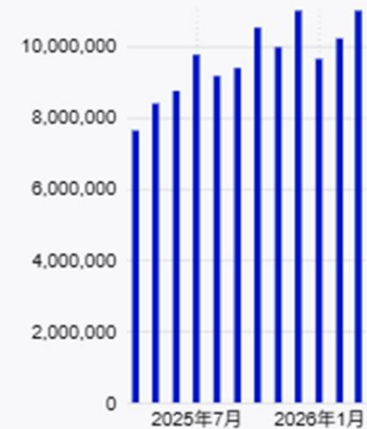
重複投薬アラート件数（月間）

12,202,558

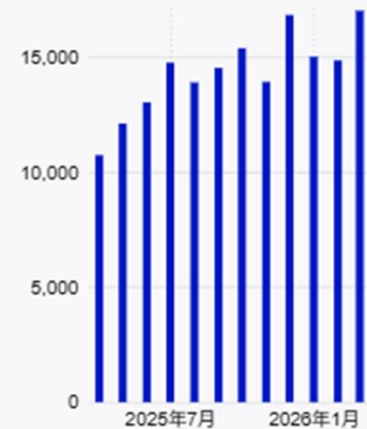
併用禁忌アラート件数（月間）

17,197

重複投薬アラート件数（月次推移）



併用禁忌アラート件数（月次推移）



2026年3月時点の数字

厚生労働省 | デジタル庁

デジタル庁ダッシュボード：

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/electronic-prescription>

① 施策の目的

医療機関・薬局等へ電子処方箋の利活用促進支援や周知広報を行うことで、電子処方箋の利活用の促進を図る。

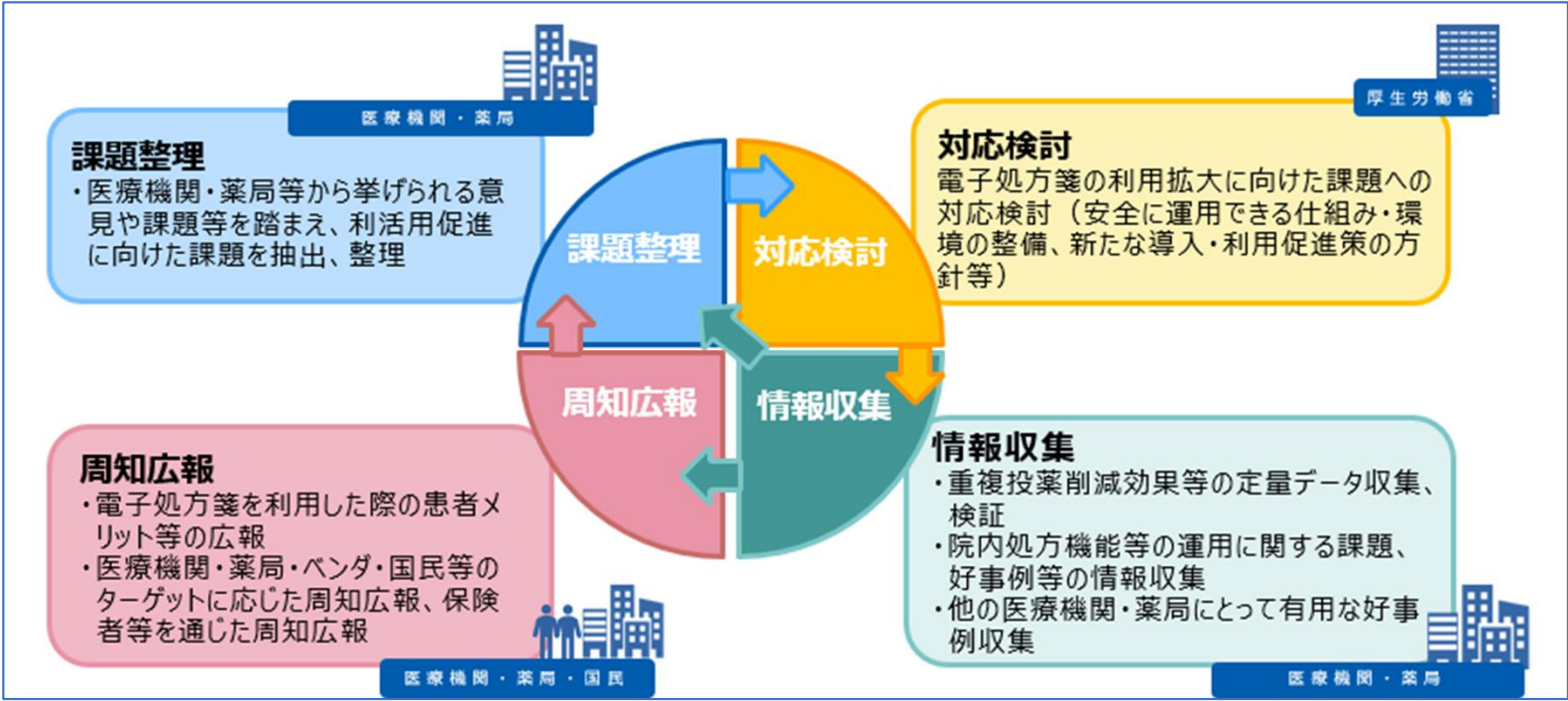
② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

医療機関・薬局等から電子処方箋に関する意見や課題等を収集・整理し、利活用促進を進めるとともに、医療機関・薬局、国民に向けて効果的な周知広報等を実施する。また、電子処方箋の活用による効果のNDB等を活用した検証等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (民間団体等へ委託)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

① 施策の目的

医療機関・薬局において電子処方箋の更なる普及が進んだ際に有効活用できるよう、直近の薬剤情報を活用した機能の拡充を行う。また、電子処方箋を安全に運用するための機能改善や医薬品マスタの整備等を進める。

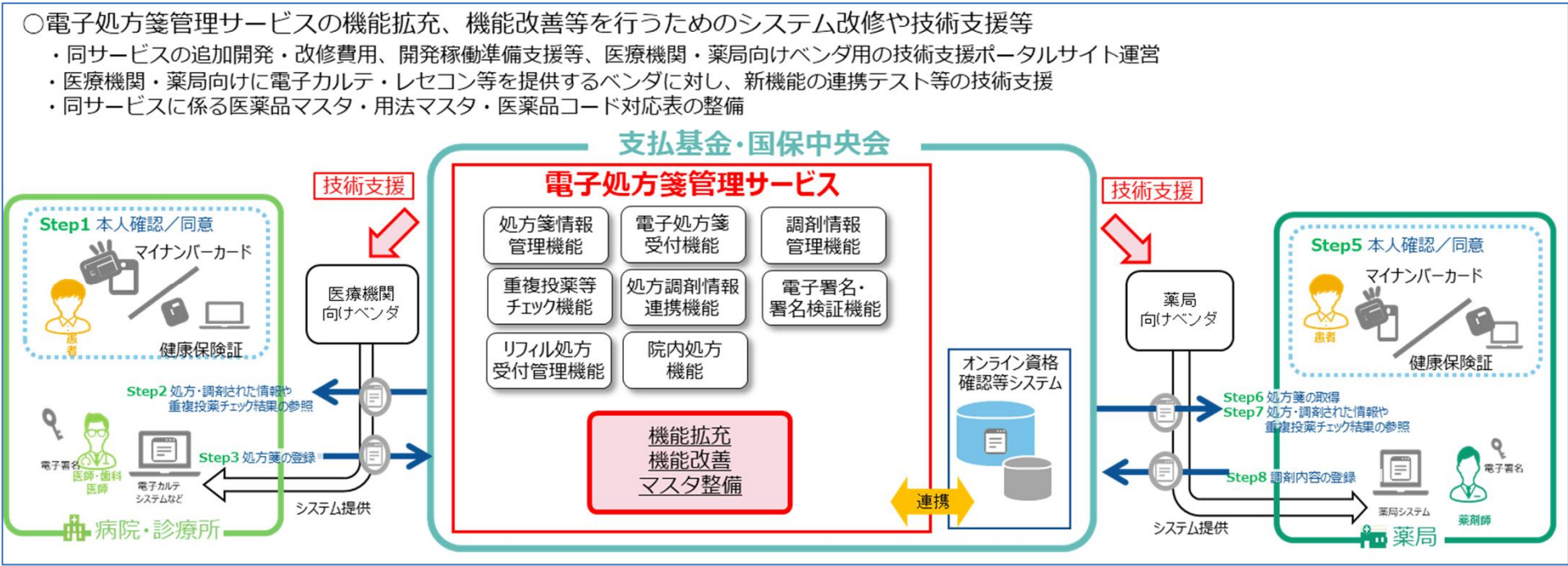
② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

電子処方箋管理サービスの機能拡充、機能改善等を行うためのシステム改修や技術支援等を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。

① 施策の目的

電子処方箋管理サービスの機能を十分に発揮し、同サービスの利活用を推進するため、医療機関・薬局への新機能(院内処方機能)の導入を促進する。

② 対策の柱との関係

Ⅰ			Ⅱ					Ⅲ	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
							○		

③ 施策の概要

電子処方箋を導入した医療機関・薬局に対する、電子処方箋管理サービスの新機能(院内処方機能)導入費用への補助を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等 (社会保険診療報酬支払基金)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

電子処方箋の活用・普及を促進することにより、質の高い効率的な医療の提供に向けた医療DXの推進を図ることができる。